

2022年度 社会福祉法人 長興会 事業計画書

◎ 基本方針

2022年度は、障害者支援施設や障害福祉サービス事業所において、障害者虐待防止の更なる推進のため、前年度の報酬改定により位置付けられた「虐待防止委員会」を設置するとともに委員会での検討内容を従業者に周知徹底することが新たに義務付けられることとなっている。また、2023年度から設置並びに委員会の開催が義務化となる「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」については、「虐待防止委員会」と併せて開催することが可能とされており、入所施設と在宅サービスで適宜委員会を開催することで、サービスの質の向上や職員の資質向上を図っていくこととする。

また、昨年千葉県において発生した交通死亡事故を受け、道路交通法施行規則の一部が改正され、2020年4月から、安全運転管理者選任事業所では、従業者が社有車の運転前後にアルコール検査を行い、記録を1年間保管することが義務づけされたところである。当法人では現在29台の車両を保有しており、従前より乗車前のアルコール検査及び記録は行ってきたが、法改正に合わせた対応に切り替えて更なる安全運転管理体制を充実させるところである。

さらに、園では3年前と同様に昨年も豪雨により地元消防団にお願いして、玄関に土嚢を積んでいただき浸水を防ぐことができたところである。こうした豪雨災害や地震といった大規模災害、また新型コロナウイルスをはじめとする感染症発生などに備えた事業継続計画を2024年度までに整備することが義務づけられており、今年度は情報収集を行いつつ、計画策定に向けて取り組んでいく必要があると考えている。

障害者支援施設においては、昨年度途中から、退職等により施設の看護体制が弱くなっており、求人方法を工夫するなど対応を図っているが、コロナの対応で看護師が多く従事されている影響もあり、応募者がいない状況が続いている。また、利用者支援についてはコロナの感染状況を見ながら面会、個人外出や行事の実施を行っていきたいと考えている。さらに、設備面では老朽化に伴う空調機器の交換や豪雨災害時の垂直避難に使用するエレベーターの設置などの防災対策の検討を行うこととしているところである。

在宅サービスでは、通所事業において、引き続き感染防止に努めるとともに、他事業所を併用される利用者も多数おられることから、感染発生時を含めて連携を密に図っていくことや、状況に応じて事業の一時休止等の素早い対応を行っていくこととする。

また、相談支援事業においては、佐賀地区の相談事業所をけん引していくための会議や研修等がコロナ感染症で停滞していたが、昨年度末にオンライン研修が可能となる設備整備ができたため、今年度は期待されている役割が果たせるように取組を再開していくこととする。

さらに、長光園久保田ホームについては、グループホームへの転換について検討した結果経営面等で非常に困難であることがわかったため、加齢による施設入所等入居者の動向をみながら、新たな利用者を確保していくよう努めることとしている。

I 障害者支援施設関係事業

1. 利用者の健康管理

(1) 実施方針

長光園の歴史と共に、利用者も年齢を重ねられ、重度の障害に加えて、嚥下障害、摂食障害等基礎疾患の進行で令和3年は入院された利用者が増える結果となった。その為、理学療法士の指示のもと、機能の維持向上を図るためのリハビリ参加を促し、月1回小野病院STによる嚥下評価や嚥下指導を行い、食事形態の工夫、介助の方法などの情報を共有し末永く経口摂取での食事を楽しんで頂くように支援するよう努める。

嘱託医の小野病院では、24時間いつでも受け入れを行って頂いている為、医師、看護師、リハビリスタッフ、ソーシャルワーカー、栄養士等様々な職種との情報共有を行い、小さな疾病から早期発見、早期治療を行いご家族の安心に繋げていく。

新型コロナウイルスも、3年目となり、施設全体で引き続き感染対策を行い行事や外出の機会が少なく、利用者も気分転換を行う機会が少ないことから、ストレス軽減できない事もある為、体調面、診療面でもサポートできるように寄り添っていく。

(2) 実施計画

① 全体の健康管理

- イ 毎日の検温、排便チェック、問診、点眼、軟膏塗布、投薬管理
- ロ 血圧測定、体重測定、SPO2測定（月1回）
- ハ 心電図、胸部レントゲン（年1回）
- ニ 健康診断（年2回）血液検査、尿検査、視力、聴力、血圧測定、腹囲、身長、体重測定
- ホ インフルエンザ予防接種、コロナワクチン3回接種（希望者のみ）

② 個人健康管理

- イ 血圧、体重測定、血液検査、尿検査、腹部エコー、CT、MRI、心電図、膀胱鏡検査など医師の指示により実施する。
- ロ 口腔ケアの実施（毎食後）

③ 嘱託医との連携

- イ 嘱託医による週1回の医療相談毎週木曜日（小野病院院長往診）
整形外科（毎週土曜日）
- ロ 医師の指示による特別食の提供
- ハ 歯科医師、歯科衛生士による週1回の口腔ケア（往診：火曜日希望者のみ）
- ニ STによる嚥下評価と嚥下指導

④ 機能訓練

- イ 個々の訓練計画に基づき実施する。（マイクロサーミー・ホットパック・平行棒等）
- ロ PT、生活支援員によるリハビリ（週3回）
- ハ 嚥下訓練・嚥下体操の実施（昼食前）
- ニ 車椅子の調整、補助具の調整

2. 利用者支援（生活全般）日中活動

(1) 実施方針

- ① 個々の能力、趣味、特技の開発と助長に努め、文化・スポーツ活動を促進する。
- ② 個々の年齢、障害にあわせ豊かな生活を送るための行事を実施する。
- ③ 全体でのリハビリ支援とベッドサイドリハビリを積極的に行い機能の維持に努める。
- ④ 集団生活の楽しさと協調性を助長出来るよう、集団レクリエーションを実施する。
- ⑤ コロナ禍のなか、オンラインでの面会や感染状況に応じた家族との交流を行いながら連携を保つように努める。
- ⑥ 地域の感染状況を踏まえながら、社会経験を深めるための他機関との交流、外出行事を実施する。
- ⑦ コロナ禍のなかで感染予防に努めながら室内活動を多く取り入れ楽しみのある生活に繋げる。

(2) 実施計画

① グループ活動の実施（週2回）

下記のグループいずれかに所属して活動する。

ワーク班	園内外の清掃活動 施設内での様々なボランティア活動
園芸班	四季の花見学 四季を通じての花や野菜の栽培、花壇の造成
手芸班	各個人での手芸品の制作 作品展への出展
創作班	各個人の能力に応じた活動（絵画、学習、台磨きなど）

② クラブ活動の実施

同じ趣味を持つ人同士が集まり、各クラブの活動がより一層活発になされるよう援助する。

音楽クラブ	カラオケクラブ	俳句クラブ	茶道クラブ
書道クラブ	生花クラブ	スポーツクラブ	料理クラブ
絵画クラブ	陶芸クラブ	さわやかクラブ	

③ 主要行事の実施

- イ 四季にちなんだ行事の開催
- ロ 誕生会の開催（毎月）
- ハ 外出行事（社会見学、日帰り旅行）

④ 知性・教養を高めるための講話の実施（毎月）

随時、職員や外部講師を招聘して実施する。

外国人留学生から諸外国情勢の話しを聞く。

⑤ 自主的な利用者組織の育成（友和会）

- イ 友和会主催行事への全面協力・相談
- ロ 友和会会計業務代行（銀行入金、支払）

⑥ 家庭交流・家族との連携

- イ 常時家族と外泊、外出できる環境を整え、できるだけ家族との繋がりを深く保つことに努める。（感染状況に応じて）
- ロ 長光園親和会（保護者の会）との合同行事及び視察旅行の実施（感染状況に応じて）
- ハ 家族・利用者、職員との懇談会の開催
- ニ 親和会役員会・定例会の開催（感染状況に応じて）
- ホ 園発行機関誌の送付
- ヘ 長光園ホームページによる情報提供
- ト 施設行事への参加呼びかけ（感染状況に応じて）
- チ 自宅への帰省時同行送迎（感染状況に応じて）
- リ オンライン面会の実施

3. 利用者支援（社会参加促進）

(1) 実施方針

ノーマライゼーションの理念に基づき、利用者の自立意欲を助長するために、可能な限り社会参加を促進する
また、外部との交流を図り、社会生活における理解、知識を深めてもらうよう努める。

(2) 実施計画

① スポーツの振興（感染状況に応じて）

- イ 障害者卓球バレー大会への参加（県内外）
- ロ 県障害者スポーツ大会及び全国大会選考会への参加
- ハ 県障害者スポーツ教室への参加
- ニ 他施設とのスポーツ交流の実施
- ホ 西九州大学スポーツレクリエーションへの参加
- ヘ 全国障害者スポーツ大会への選手ならびに役員の派遣
- ト プロスポーツの試合観戦
- チ 在宅障害者卓球バレーチームとの定期練習会
- リ 通所利用者とのスポーツ交流の実施
- ヌ 障害者スポーツイベントへの参加
車いすマラソン大会への参加（県外）

② 文化活動の振興

- イ 県身障者趣味の作品展出品
- ロ 兵庫町民文化祭作品展出品

ハ 各種音楽演奏会への参加（音楽クラブ）（感染状況に応じて）

ニ 長光園文化祭・観月会の開催

ホ 美術展・絵画展への外出（感染状況に応じて）

ヘ 園外スケッチ会の開催（絵画クラブ）

ト 俳句吟行外出（俳句クラブ）（感染状況に応じて）

チ 障害者オセロ大会参加（県内外）（感染状況に応じて）

③ 招待行事への参加（感染状況に応じて）

イ 野球、その他スポーツ観戦等各団体からの招待への参加（希望者を募り外出参加）

ロ 演劇、音楽会等招待参加

4. 利用者支援（単独外出）

（1）実施方針

利用者の要望により、園周辺の商店等への単独外出について可能な限り応じ、社会参加の促進を図るとともに安全と自己責任の喚起を図る。

（2）実施計画

- ① 単独外出・・・移動能力・社会能力による
- ② 外出範囲・経路の選定
- ③ 傷害保険の紹介（情報提供）
- ④ 実施については利用者自治会（友和会）と協議する
- ⑤ 家族との外出時の支援

5. 利用者支援（食生活）

（1）実施方針

日々の生活のなかで、大きな楽しみのひとつである食事については、季節感、健康を考慮した献立作りに励むと共に、利用者の意見・要望を汲み入れ創意工夫する。

各種マニュアル（食中毒予防など）作成・定期的な見直しを行い、厨房職員全員で感染予防に努める。

（2）実施計画

① 健康管理

ア. 医療上特別食を必要とする利用者に対しては、医師、看護師、栄養士との連絡を密にし、定期的に食事見直・改善に努める。

イ. 月1回、体重確認し、健康増進の為、肥満者へ個別チェック表作成し意欲向上に努める。

ウ. 年1回、各サービス利用者の食事形態を把握し、統一した支援を行う。

エ. 食事検討会議の開催（年2回、全利用者目標体重を定期的に見直し目標に近づけるよう食事内容を考えると共に嚥下状態と健康状態を支援員・看護師と検討する）

② 衛生管理

ア. 感染症対策委員会に参加すると共に、年2回、利用者へ食中毒予防対策について講話を行う。

- イ. 衛生面に留意し、年5回の定期的なゴキブリ駆除実施（年1回は食器・食品を厨房外に出し施行）厨房内（調理器具、食器を含む）清掃、清潔に努め、食中毒予防に努める
- ウ. 厨房用嘔吐物処理マニュアル作成し、感染症発生時、迅速な対応が出来るよう定期的に研修、マニュアル見直しを行う。
- エ. 熱中症マニュアル作成し、厨房職員の健康管理を行い、スムーズな食事提供を行う。

③ 献立作成・調理

- ア. 旬の食材、新鮮な食材を献立に取り入れ、季節感を出す。
- イ. 冬季期間、食堂のテーブルごとに鍋料理を提供する。
- ウ. 好調査を実施し、利用者の嗜好把握に努め、通常献立や行事食に反映させる。
- エ. 2ヶ月毎に利用者代表を含め、給食委員会を開催し、意見要望に対応する。
- オ. 献立のマニュアル化を進め、味付けの標準化を図る。
- カ. 温冷蔵庫等の有効利用ならびに調理時間帯の調整により適温給食の提供に努める。
- キ. リスク検討委員会に参加し、リスクの把握、解消に努める。

④ 献立作成・調理

- ア. 利用者主催の行事食は、利用者・支援員と事前打ち合わせをしてスムーズに行えるよう努める。
- イ. 他の行事に関しても意見要望を汲み入れ創意工夫に努める。
- ウ. 非常食は3日分準備し、年1回は防災食体験会を実施し、災害に対する意識の向上を目指す。
- エ. 年に一度テーマを決め、都道府県郷土料理バイキングを実施する。
- オ. 外出が困難者もいる為、2ヶ月に1回喫茶室を実施し、手作りシフォンケーキ・かき氷・タコ焼き等を提供する。

6. 地域交流（地域貢献）

（1）実施方針

地域における公益的な取組の実施を目的とし、社会福祉法人としての公益性を高めていくために、校区社協活動や公民館活動への参画、ボランティアの育成、児童の健全育成、各種団体への施設開放等、利用者と共に地域の社会資源として交流を行うことで、利用者の自立と社会参加の促進を目指す。

また、社会福祉法人の公益性、透明性を発信し、社会に必要とされる施設であることの周知にも努める。

（2）実施計画（感染状況に応じて）

- ① 運動会、観月会、餅つき会、餅焼き会等施設行事への招待
- ② 地区との共催による夏祭りの開催・協力
- ③ 地区老人クラブボランティア受け入れ
- ④ 兵庫小学校との交流
- ⑤ 兵庫町民文化祭参加
- ⑥ 兵庫まちづくり協議会への参画及び連携による陶芸教室の開催（月2回）
- ⑦ 地域児童を対象に夏休み陶芸教室の開催
- ⑧ 兵庫町ひとり暮らし老人ふれあいの集いへの参加・協力

- ⑨ 校区社協へ役員として参加・協力
- ⑩ 校区社協行事への参加・協力
- ⑪ 地区VRへの参加・協力・受入
- ⑫ 市内中高生インターシップ学習
- ⑬ 地域活動へのマイクロバスの貸出（運転手の派遣、活動への協力を含む）
- ⑭ 城東中学校野球部ボランティア活動受入れ
- ⑮ 地区消防団へ職員入団（2名）
- ⑯ 地区高齢者ふれあいサロンとの交流
- ⑰ 兵庫少年野球クラブボランティア活動受入れ
- ⑱ 近隣幼稚園児との交流会

7. 短期入所・日中一時支援（障害者・障害児）

（1） 実施方針

- イ 利用者が個々の残存能力の活用、潜在能力の喚起を行うとともに、個々のニーズに合わせた支援を行う。活動の幅を広げ、日々の生活が充実したものとなるような援助を行う。又、在宅サービスを活用することにより、在宅生活を安定的に継続できるよう、また、家族のレスパイト支援など総合的な生活支援に努める。
- ロ 家族のレスパイト、緊急時の受け入れなど24時間をとおして他機関と連携を取りながら在宅障害児・者のサポートを行うとともに、セーフティネットとしての役割を果たす
- ハ 佐賀地区くらし部会短期入所空床輪番に参加
- ニ 国土交通省自動車事故対策機構短期入所協力施設の指定を受け、家族会の開催受入れ、また、職員研修会に参加し、他機関との連携を図り利用促進に努める
- ホ 施設利用者が罹患した時の隔離室として使用するため、その際はサービスを休止する。

（2） 実施計画

- ① 短期入所事業の実施・・・障害者を対象に年間を通じて実施
- ② 日中一時支援・・・障害児童等を対象に年間を通じて実施（感染防止のため前年度中止）

8. 実習・研修受入

（1） 実施方針

福祉人材養成については、少子化や福祉離れの影響もあり、特に養成校における生徒・学生の減少が著しくなっている。しかし、今後福祉を担う人材（職員）を確保することからも、積極的な実習受け入れに努めていくとともに、外国人留学生の受け入れにも、社会貢献や養成の面からも、施設全体の役割と位置付けている。行政機関や学校、企業等からの研修受け入れについても積極的に取り組むことで、福祉のイメージアップや人材の確保につなげていく。

（2） 実施計画

- ① 介護福祉士・社会福祉士養成校からの受け入れ
- ② 養成校での実習発表会へ職員派遣

- ③ 介護職員初任者研修、実務者研修に伴う実習の受け入れ
- ④ 福祉行政、学校教員等の研修受け入れ
- ⑤ 教員免許特例法による介護等体験の受け入れ
- ⑥ 介護従事者の確保に関する事業での介護職場訪問研修の受け入れ
- ⑦ 公務員民間事業所体験研修の受け入れ
- ⑧ その他研修の受け入れ
- ⑨ 実習前より体調管理、感染予防に努めたうえでの実習開始
- ⑩ 当施設の感染予防マニュアルに沿って実施

II 障害者サポートセンター関係事業

1. 生活介護・地域活動支援センター（身体障害者・知的障害者）【兵庫】

(1) 実施方針

利用者の日中活動の場、相互交流の場として、さらに利用者の自立の促進、生活の質の向上等を図る事ができるよう、利用者の身体その他の状況に応じて、個別支援計画書を作成し、ニーズに沿った支援を行うべく充実した日中活動、生産活動など各種サービスを適切に提供するように努める。重度の医療的ケアを必要とする利用者（胃瘻、吸引を必要とされる方）方や加齢に伴って身体機能の低下している方などに対して、健康状態に留意し疾病の予防・早期発見、及び安心・安全なサービス提供に努める。利用者の障害の重度化、多様化に対応すべく研修等を通して職員のスキルアップを図り、活動の多様化・個別化を実施し利用者の楽しみや満足度の向上に取り組む。

実習生の受け入れや、特別支援学校の就業体験や地域のニーズ等にも対応していく。

新型コロナウイルス感染症については、感染対策（咳エチケット、手洗い、換気、アルコール消毒等）を引き続き実施して利用者・職員によるクラスター発生予防に努めていく。

(2) 実施計画

- ①送迎サービスの実施（片道30分程の距離）
- ②健康チェック（検温、血圧測定、SPO2（動脈血酸素飽和度）測定）
- ③入浴サービスの実施（機械浴、一般浴）
- ④食事サービス（胃瘻での食事、ソフト食等の特別食の提供）
- ⑤創作活動・レクリエーション・カラオケ（コロナの状況により実施について判断）
 - ・クッキング・運動
- ⑥社会見学・外出行事の実施・個別外出
- ⑦生産活動（裁縫・アルミ缶、段ボールリサイクル等）
- ⑧利用者毎に個別支援計画を作成・実行・見直し（月1回ケース会議・モニタリング会議）
- ⑨家族交流会又は日帰り旅行の計画、実施（年1回）
- ⑩避難訓練（毎月実施）
- ⑪その他のサービス
 - ・朝礼による全体会（情報提供・嚙下体操）

- ・体重測定・車いす手入れ（月1回）
- ・書道クラブ、美容・理容ボランティア、ビューティケアへの参加
- ・支援施設行事への参加や交流（コロナの状況により実施について判断）
- ・小城生活介護センターとの交流（コロナの状況により実施について判断）
- ・地域での生産活動作品販売（コロナの状況により実施について判断）
- ・事業所としての活動

特別支援学校の就業体験の受入／外部研修受入／学生等の実習生の受入／見学受入れ等

佐賀地区自立支援協議会の参加（2カ月1回）

※実習等の受け入れは、学生に2週間前よりの健康チェック表にて体調管理をしてもらい、感染対策を行ったうえで受け入れる。

⑫施設内外における職員研修（障害者虐待防止に関するものを含む）の実施・ケース会議・法人内各委員会への参加

⑬改正道路交通法施行規則に規定される運転前後のアルコールチェックを行い、交通事故防止に向けて取り組む。

⑭感染症予防対策

勤務日に体温や体調の確認、事務所の定時換気や消毒、公用車使用後の消毒等を実施し、感染症予防対策の徹底を図る。また、職員が発熱した場合には、当法人が定める規定に沿って対応する。

2. 居宅介護（身体障害者・知的障害者・障害児）・重度訪問介護・同行援護・移動支援

（1）実施方針

利用者が居宅において日常生活を営む事ができるよう、心身の状況その他の環境に応じて、自立支援を理念とし、個別性・自己選択・自己決定を尊重しながら、居宅介護・重度訪問介護・同行援護・移動支援の提供、その他の生活等に関する相談及び助言を適切に行えるように努める。また、個々の利用者を支援する他機関との連携を図り、月1回開催するケース会議で個別支援計画書の見直しや立て直しを定期的に行い、利用者にとってより良い支援が提供できる様努める。

また、コロナ禍における感染対策に配慮した支援提供が求められている。ヘルパー自身の体調管理はもちろんの事、訪問先でも出来る限りの感染対策を行いながら支援提供を行っていく。さらにヘルパー、利用者に感染が発覚した場合にも支援の継続が出来る様、体制の確保に努める。

（2）実施計画

①居宅介護（身体介護・家事援助・通院等介助等）の実施

②重度訪問介護（身体介護や家事援助、見守りなど生活全般の支援）の実施

③同行援護（視覚障害者の移動の支援）の実施

④移動支援（佐賀市、小城市、神崎市、嬉野市、有田町、玄海町、吉野ヶ里町、多久市、白石町、大町町からの委託事業）の実施

※③と④の外出系支援はコロナの流行状況に応じ依頼内容によって適宜規制を行う

⑤ケース会議（月1回）利用者の個別支援計画書の作成とモニタリング

- ⑥必要に応じ、生活等に関する相談助言を行う
- ⑦ヘルパー会議の開催（コロナ流行状況に応じた開催、少人数で複数回開催）
- ⑧施設内外における職員研修（障害者虐待防止に関するものを含む）の実施・ケース会議・法人内各委員会への参加
- ⑨改正道路交通法施行規則に規定される運転前後のアルコールチェックを行い、交通事故防止に向けて取り組む。
- ⑩コロナ流行状況に応じ、適宜感染対策、支援継続のための体制確保

2-2. 長光園有償移動サービス（身体障害者・知的障害者）

（1）実施方針

利用者が通院や外出する際、これまでは公共交通機関か他の事業所が運営する福祉有償車両を利用して出かけられています。しかしながら、地域（行先）によっては十分な交通機関が整備されていなかったり、福祉有償車両が確保できない場合もあり、利用者の社会参加を確保できない状況が発生しておりました。

その様な現状を踏まえ、当センターでは以下の理由を持って事業の提供に努めたい。

- ①当センターの移動支援、同行援護、居宅介護（通院等介助）の利用者を対象に福祉有償車両を導入し、これまでの交通上の障壁の解消緩和を図る。
- ②①によって利用者がより自由な外出の機会を拡げ、利用者の外出に係る利便性を高めることを支援する。
- ③佐賀市近辺においては、福祉有償車両の予約を取ることが難しい状況も見られる。そこで当センターが当該事業を実施することが、地域貢献に繋がると考えている。

（2）実施計画

- ①実施地域（佐賀市、神埼市、吉野ヶ里町、小城市、多久市）
- ②対象者 移動支援、同行援護、居宅介護（通院等介助）の利用者に対しての
長光園有償移動サービスの実施
- ③使用車両 キャラバン4号 キューブ、タウンBOX、タント（銀色）
- ④使用車両の定期点検の実施
- ⑤ヘルパー会議の開催（コロナ流行状況に応じた開催、少人数で複数回開催）※運転者を含む
- ⑥施設内外における職員研修（障害者虐待防止に関するものを含む）の実施・ケース会議・法人内各委員会への参加
- ⑦改正道路交通法施行規則に規定される運転前後のアルコールチェックを行い、交通事故防止に向けて取り組む。
- ⑧運転者、利用者の検温・体調確認、車内消毒の徹底（使用後アルコール消毒）

3. 介護保険事業（訪問介護・介護予防訪問介護）

（1）実施方針

障害者総合支援法に基づいて居宅介護を利用されていた利用者が65歳に達すると、介護保険法による訪問介護等に移行することを余儀なくされており、当法人が経営する居宅介護等事業所の利用ができなくな

る。そこで、引き続き当法人のホームヘルパーによる訪問介護を利用したいとのニーズもあり、平成 24 年 2 月 1 日より介護保険法による訪問介護・介護予防訪問介護の事業を開始した。平成 29 年 4 月より開始された総合事業も平成 30 年 4 月には『介護予防・生活支援サービス事業』と『一般介護予防事業』に分かれたなか支援を行っている。

実施方針としては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行っていく。その中で、地域との結びつきを重視し、関係市町、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的かつ柔軟なサービスの提供に努める。

また、コロナウイルス等様々な感染症が流行る近年では、感染防止（予防）に考慮したサービス提供が求められる。ヘルパー自身の体調管理や訪問先での感染対策を行いながらサービス提供を行っていく。さらにヘルパー、利用者に感染が発生した場合にも迅速かつ適切なサービス提供が出来る様、体制確保に努める。

(2) 実施計画

- ①身体介護（入浴・排泄・食事などの介護）の実施
- ②生活援助（調理・洗濯・掃除・買い物などの家事）の実施
- ③ケース会議（月 1 回）利用者の個別介護計画書の作成とモニタリングの実施
- ④必要に応じ、生活等に関する相談助言を行う
- ⑤ヘルパー会議の開催（コロナ流行状況に応じた開催、少人数で複数開催）
- ⑥事業の広報・周知
- ⑦施設内外における職員研修（障害者虐待防止に関するものを含む）の実施・ケース会議・法人内各委員会への参加
- ⑧改正道路交通法施行規則に規定される運転前後のアルコールチェックを行い、交通事故防止に向けて取り組む。
- ⑨コロナ流行状況に応じ、適宜感染対策

<コロナ感染拡大防止策として居宅系サービス共通事項>

- ①支援前のヘルパー自身の検温
平熱より高い熱（高熱）があった場合はすぐ報告。交代や支援日の変更等適切な対応を行う
- ②利用者自身のヘルパー訪問前の検温（自身で検温が難しい方はヘルパー訪問時検温）
平熱より高い熱（高熱）があった場合はヘルパー訪問前に連絡を頂き、感染リスクを下げるために、適宜支援時間の短縮や防護服着用等対応行う
- ③アルコール消毒、マスクの着用、手洗いうがい等、出来る限りの感染対策の徹底
- ④流行状況に応じ、感染拡大時期は職員の不要不急の外出自粛要請。日常の感染対策。

4. 佐賀地区障がい者基幹相談支援センター事業

平成29年4月に、佐賀市、神崎市、吉野ヶ里町より『基幹型相談支援センター事業』を受託し、長光園障害者総合相談センター内に『佐賀地区障がい者基幹相談支援センター』（以下、基幹センター）を開設した。基幹センターには、『佐賀地区障がい者基幹相談支援センター』、『佐賀地区障がい者総合相談窓口』、『佐賀地区障がい者権利支援センター』の3窓口を設置し、佐賀地区における相談支援の中核機関として事業を実施する。

1) 佐賀地区障がい者基幹相談支援センター

(1) 実施方針

佐賀地区にある相談支援事業所等からの相談に応じ、当該事業所のサポートを行う他、研修等を開催し、相談支援体制の整備や相談支援専門員のスキルアップに取り組む。地域づくりについては、佐賀地区自立支援協議会や行政機関等との連携のもと、『地域生活支援拠点整備事業』（以下、TOMOIKI ネット）の機能強化に取り組む。また、新型コロナウイルス感染症対策として、本年度よりオンラインによる会議、研修等をホストとして実施する。

(2) 実施計画

①専門相談対応

佐賀地区の相談支援事業所等からの相談に応じ、技術的な協力や助言、専門機関の紹介や調整を行う。

②地域移行・地域定着支援の促進

佐賀地区にある精神科病院からの依頼に応じ、病院との連携のもと、モデルケースに取り組み、一般相談支援（地域移行・地域定着）の促進に寄与する。

③地域の相談支援体制の強化

佐賀地区相談支援連絡会、佐賀地区自立支援協議会相談支援部会の事務局を担い、相談支援体制の強化や人材育成を図る。

④TOMOIKI ネットの機能強化

コーディネーターを継続して配置し、緊急時の相談に対応する。また、佐賀地区自立支援協議会暮らし部会およびTOMOIKI ネット推進協議会の事務局を担い、行政機関、総合相談窓口等と連携し、TOMOIKI ネットの機能強化に取り組む。

⑤官民協働の運営体制の確保

毎月1回、基幹センター運営会議を開催し、行政機関や総合相談窓口等との連携体制を確保する。

⑥障害支援区分認定調査および計画相談支援への協力

主に佐賀地区の行政機関から、障害支援区分認定調査を受託し、当該調査を実施する。また、長光園障害者支援センター計画相談支援事業所に協力し、計画相談支援のサポートを行う。

⑦基幹センター内での連携体制の確保

定期的にセンター内でミーティングを実施し、各部署や担当間の連携体制を確保する。

⑧交通安全の確保

改正道路交通法施行規則に規定される運転前後のアルコールチェックを行い、交通事故防止に向けて取り組む。

⑨感染症予防対策

職員の体温や体調の確認、事務所の換気や消毒、公用車使用後の消毒等を実施する。また、職員が発熱した場合には、当法人が定める規定に沿って対応する。

2) 佐賀地区障がい者総合相談窓口

(1) 実施方針

佐賀地区で暮らす障害のある人の福祉に関する様々な問題について、当事者や関係機関等からの相談に応じ、情報提供、障害福祉サービスの利用支援、専門機関の紹介や調整などを行う。佐賀地区の支援体制づくりに向けては、行政機関や基幹センターと連携を図りながら、他の総合相談窓口2か所と共同で佐賀地区自立支援協議会定例会議の事務局を担当し、地域課題の改善や解消、社会資源の開発等に取り組む。また、新型コロナウイルス感染症対策として、本年度よりオンラインによる会議、研修等をホストとして実施する。

(2) 実施計画

①総合相談対応

障害のある人やその家族、及び支援機関等からの相談に応じ、生活課題の改善や解消に向けて、医療・保健・教育・福祉・就労等の関係機関との連携のもと相談支援に取り組む。その他、必要に応じて当事者の社会生活力の向上に向けて、ピアカウンセリングの調整も行う。

②地域の支援体制づくり

他の総合相談窓口2か所と共同し、佐賀地区自立支援協議会定例会議の事務局を担い、地域課題の解消や社会資源の開発等に取り組む。また、佐賀地区自立支援協議会、相談支援部会及び佐賀地区相談支援連絡会に参画し、地域の相談支援体制の強化に協力する。その他、基幹センターに配置されるコーディネーターに協力し、TOMOIKI ネットに貢献する。

③官民協働の運営体制の確保

毎週1回、他の総合相談窓口2か所とミーティングを行い、毎月1回、行政機関と全総合相談窓口で合同運営会議を実施し、連携・協働体制を確保する。

④障害支援区分認定調査および計画相談支援への協力

主に佐賀地区の行政機関から、障害支援区分認定調査を受託し、当該調査を実施する。また、長光園障害者支援センター計画相談支援事業所に協力し、計画相談支援のサポートを行う。

⑤基幹センター内での連携体制の確保

定期的にセンター内でミーティングを実施し、各部署や担当間の連携体制を確保する。

⑥交通安全の確保

改正道路交通法施行規則に規定される運転前後のアルコールチェックを行い、交通事故防止に向けて取り組む。

⑦感染症予防対策

職員の体温や体調の確認、事務所の換気や消毒、公用車使用後の消毒等を実施する。また、職員が発熱した場合には、当法人が定める規定に沿って対応する。

3) 佐賀地区障がい者権利支援センター

(1) 実施方針

障害者虐待防止法に則り、佐賀地区において障害者虐待防止の広報・啓発を行うとともに、養護者による障害者虐待の防止や解消、および被虐待者の権利擁護に取り組む。障害者福祉施設従事者等による虐待、または利用者による虐待に関する通報、相談があった場合は、速やかに行政機関に連絡し、その後の迅速な対応につながるよう協

力する。また、新型コロナウイルス感染症対策として、本年度よりオンラインによる会議、研修等をホストとして実施する。

(2) 実施計画

①障害者虐待相談対応

養護者による虐待に関する相談や通報を受理し、行政機関に連絡するとともに行政機関が行う事実確認に協力する。事実確認後に開催される支援会議に参加し、行政機関との連携・協働のもと、被虐待者の安全確保やサービス調整、養護者支援に取り組む。支援開始後は、適宜、モニタリングを行い、虐待問題が解決するまで継続的な支援を行う。

②文書等の保管

受理または作成した文書の管理は徹底する。

③成年後見制度の利用支援

被虐待者が成年後見制度を利用する必要がある場合は、申請や調整を支援する。

④障害者虐待防止法の広報・啓発活動

障害者虐待防止に関する研修を実施し、佐賀地区における障害者虐待防止法の普及・啓発に寄与する。(出前講座についてもオンライン等での実施を検討する。)

⑤官民協働の運営体制の確保

年4回、行政機関と運営会議を開催し、行政機関との連携体制を確保する。

⑥障害支援区分認定調査および計画相談支援への協力

主に佐賀地区の行政機関から、障害支援区分認定調査を受託し、当該調査を実施する。また、長光園障害者支援センター計画相談支援事業所に協力し、計画相談支援のサポートを行う。

⑦基幹センター内での連携体制の確保

定期的にセンター内でミーティングを実施し、各部署や担当間の連携体制を確保する。

⑧交通安全の確保

改正道路交通法施行規則に規定される運転前後のアルコールチェックを行い、交通事故防止に向けて取り組む。

⑨感染症予防対策

職員の体温や体調の確認、事務所の換気や消毒、公用車使用後の消毒等を実施する。また、職員が発熱した場合には、当法人が定める規定に沿って対応する。

5. 長光園障害者支援センター 指定一般・指定特定相談支援事業

1) 実施方針

(1) 特定相談支援(計画相談)

障害者の自立した生活を支援することを目的とし、様々な課題についての相談に応じ、適切なサービス利用や社会資源の活用を調整する。

(2) 一般相談支援(地域移行・地域定着)

入所施設や精神科病院から退所・退院し、家族から離れて一人暮らしを始めようとする障害者に対して、地域生

活が安定するよう支援を行うことを目的とする。佐賀地区にある精神科病院からの相談に応じ、病院との連携のもとモデルケースに取り組む。モデルケースの実践を蓄積し、佐賀地区における一般相談支援の推進に協力する。

2) 実施計画

(1) 特定相談支援

サービス等利用計画の作成とモニタリングの実施。

(2) 一般相談支援

緊急の相談等に対応し、訪問などの各種支援を行う。

(3) 相談支援連絡会の参加

佐賀地区相談支援連絡会に参加し、相談支援の技術・技能の向上を図る。

(4) 組織内部の連携の確保

月に1回、計画相談の進捗を確認する会議を開催し、部署や担当間の連携体制を確保する。

(5) 交通安全の確保

改正道路交通法施行規則に規定される運転前後のアルコールチェックを行い、交通事故防止に向けて取り組む。

(6) 感染症予防対策

職員の体温や体調の確認、事務所の換気や消毒、公用車使用後の消毒等を実施する。また、職員が発熱した場合には、当法人が定める規定に沿って対応する。

6. 自立訓練（機能訓練）事業

(1) 実施方針

地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な利用者に対し、個別支援計画に沿って身体機能のリハビリテーション、歩行訓練、コミュニケーション、健康管理や家事等の訓練、また、日常生活上の相談支援、関係サービス機関との連絡調整等の支援を行い、地域生活を営む能力の向上を目的として、サービス期間を限定し3か月毎に、見直し評価を行いながら各個人に必要な訓練等を実施する。

また、平成30年4月に障害者総合支援法が改正され、サービス対象が拡大され従前は生活訓練の対象であった知的障害者・精神障害者も対象と見なされるようになった。その様な新たに対象となった方々に対しては、特に暫定支給期間に訓練の効果や適性を見極め最長1年半の有期限で訓練を実施する。また、コロナ禍において利用者・職員の健康管理に努め手洗いや訓練室の清掃と消毒を徹底する。また、通所時には密を回避しながら個別の訓練を実施していく。

(2) 実施計画

①送迎サービスの実施（片道30分程度の距離）

②健康管理の実施【バイタルチェック、口腔ケア、体重測定、栄養指導（食事管理）】

③機能訓練の実施

車椅子走行訓練、手先訓練、体力強化、入浴訓練、文字書き訓練、マット運動、上下肢訓練、デジョック訓練、エアロバイク、歩行訓練、通院訓練、嚥下訓練、個々のニーズに沿った必要な個別訓練を実施、また訓練終了後の生活の組み立てを支援し必要な際は他事業所の見学や体験利用の実施

④利用者毎に個別支援計画を作成・実行・見直し（月2回ケース会議）

- ⑤日常生活上の相談支援（フォローアップ期間を含む）、各関係機関との連絡調整等の実施
- ⑥事業の啓発活動
- ⑦施設内外における職員研修（障害者虐待防止に関するものを含む）の実施・法人内各委員会への参加
- ⑧改正道路交通法施行規則に規定される運転前後のアルコールチェックを行い、交通事故防止に向けて取り組む。
- ⑨感染症予防対策
勤務日に体温や体調の確認、訓練室の定時換気や消毒、公用車使用後の消毒等を実施し、感染症予防対策の徹底を図る。また、職員が発熱した場合には、当法人が定める規定に沿って対応する。

Ⅲ. 福祉ホーム事業

（１）実施方針

利用者（福祉ホームを利用する障害者）が地域において自立した日常生活を営む事ができるよう、低額な料金で居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行う。現在は5名の方がホームで生活を送られている。居室2号室の部屋が空いており、今年度は新規入居者の方を探していく。

今後も新型コロナ感染症対策に努め、感染の状況等により、地域で行われる久保田町民体育大会等へ参加して地域との交流を積極的に取り組んでいく。

（２）実施計画

- ①年2回の避難訓練実施（北田自治会自主防災会の防災訓練参加）
- ②地区の一斉清掃活動への参加（春、夏）
- ③地区の天満宮祭りへの参加（綿菓子、ポップコーン等出店の実施を含む）
- ④地区の自治会等各種活動の実施（町民体育大会参加）
※②～④（コロナの状況により実施について判断）
- ⑤ホームの設備点検
- ⑥入居者外出時の見守り実施（踏切横断時）
- ⑦日常生活上の相談や居宅介護事業所等との連絡調整
- ⑧園行事への参加（コロナの状況により実施について判断）
- ⑨かかりつけ医療機関（江口病院）との連携
- ⑩長光園小城生活介護センター合同の餅つき会（コロナの状況により実施について判断）
- ⑪感染症予防対策

ホーム内での体温や体調の確認、事務所の定時換気や消毒を実施し、感染症予防対策の徹底を図る。

Ⅳ. 長光園小城生活介護センター（身体障害者・知的障害者）

（１）実施方針

利用者の日中活動の場、相互交流の場として、さらに利用者の自立の促進、生活の質の向上等を図る事ができるよう、利用者の身体その他の状況に応じて創作活動や生産活動など各種サービスを適切に提供するように努める。また、重度の医療的ケアを必要とする利用者（胃瘻、吸引を必要とされる方）にご利用いただいている事から、健康

状態に留意し疾病の予防、早期発見及び安心・安全なサービス提供に努める。

コロナ禍での営業の為、利用者や職員のみならずご家族や併用される他事業所などと連携していく。その為に必要な連絡網を定期的に見直し連絡調整がスムーズに行くようにする。（状況に応じて利用者・家族、職員への抗原検査を実施し安心して頂く。）

また、昨年度同様、利用者をはじめ職員の手洗いやホール等の清掃と消毒を徹底し感染症対策に努め、通所時には密を回避しながら、様々なレクリエーションや創作的活動、生産活動に取り組んでいく。

(2) 実施計画

①送迎サービスの実施（片道 30 分程の距離）

②健康チェック（検温、血圧測定、SP02（動脈血酸素飽和度）測定）

③入浴サービスの実施

④食事サービス（経管栄養食の管理）

⑤創作的活動・生産活動・レクリエーション

機能訓練の実施（金曜日の午後はPTによるリハビリ）

⑥利用者毎に個別支援計画を作成・実行・見直し（月 1 回ケース会議）

⑦その他のサービス

・体重測定・車いす手入れ（月 1 回）・カラオケ（コロナの状況により実施について判断）

・買い物訓練の実施（隔月）

・年間主要行事の開催

運動会／県内バスレク／バーベキュー

餅つき（コロナの状況により実施について判断）

花見／開所記念式／週末イベント実施（2～3 か月に 1 回）

・長光園生活介護・長光園入所施設との交流（コロナの状況により実施について判断）

・事業所としての活動

外部研修受け入れ／小城・多久障害者総合支援会議の参加

特別支援学校就業体験の受け入れ／地区行事への参加や餅つき会への自治会

招待／見学会（随時相談に応じて）

※実習等の受け入れは、学生に 2 週間前よりの健康チェック表にて体調管理をしてもらい、感染対策を行ったうえで受け入れる。

⑧避難訓練（毎月自主訓練実施）（4 月、10 月消防署へ通知・通報訓練）

⑨家族又は利用者から福祉や医療に関する相談の対応や専門機関への引き継ぎ

⑩施設内外における職員研修（障害者虐待防止に関するものを含む）の実施・ケース会議・法人内各委員会の参加

⑪改正道路交通法施行規則に規定される運転前後のアルコールチェックを行い、交通事故防止に向けて取り組む。

⑫感染症予防対策

勤務日に体温や体調の確認、ホールや事務所の定時換気や消毒、公用車使用後の消毒等を実施し、感染症予防対策の徹底を図る。また、職員が発熱した場合には、当法人が定める規定に沿って対応する。

V 職員研修・福利厚生

1. 職員研修

(1) 実施方針

利用者の身体面、精神面での介護に携わり、かつ利用者同士の人間関係調整等に対処するためには、各職員が、知識・技術の向上を目指すとともに、対人サービスにとって最も重視される人間性に富んでいることが望まれる。また、入所支援を中心とした従来の施設サービス以上に要求される地域・在宅福祉を充実させるためには、新時代の施設職員としての意識改革が求められている。施設職員としての自覚を持ち、施設の基本理念に沿うよう研修を重ね、研鑽を深めることに努める。

(2) 実施計画

- ① 必要に応じて、毎朝の職員朝礼時に簡単な5分間研修を行う
- ② 毎月1回職員会議（ケース会議等）を開催、施設の指示伝達事項の説明及び利用者処遇を検討する。
- ③ 県内、県外における職員研修への参加、また参加職員の復命報告を兼ねた伝達講習会の開催
- ④ 各種講演会、研修会を活用し、福祉の分野に限らず、広く一般教養を高め、総合的な人格の形成を目指す。
- ⑤ 他施設への宿泊研修
- ⑥ 他施設からの研修を受け入れて相互研修の場とする。
- ⑦ 新規採用者研修（園内・園外）
- ⑧ 新規、中堅、指導職、各段階別研修

2. 福利厚生

(1) 実施方針

生活支援職員の勤務は、利用者の日常生活を中心とした勤務体系となっており、職員の社会生活上、健康上に影響するところがあるため、職員自身の健康管理にも努める。また、職種間の連携強化のため、職員親睦会（光友会）の育成に努め、親睦行事等を開催する。

さらに、職員の子育て支援と福利厚生を目的として昨年度開設した事業所内保育所は、臨時受け入れを行いながら年度途中には月極利用が始まったところである。今後のことも鑑みて、今年度は、佐賀市の家庭的保育事業等としての認可も受けるよう取り組みを進めていく。

(2) 実施計画

- ① 毎日定刻（午前9時）に腰痛予防体操を実施
- ② 年1回の健康診断（夜勤を行う職員については法令により2回実施）
施設内検査 体重、身長、視力、聴力、血圧、尿（糖・蛋白）、血液、心電図、精密検査、専門医による検査、定期検査、胸部X線撮影（年1回 9月）（インフルエンザ予防接種 11月）
- ③ 職員親睦会の育成、レクリエーションに対する援助（職員親睦旅行・スポーツ大会等）
- ④ 福利厚生センターソウエルクラブへの加入
- ⑤ 事業所内保育事業を実施

3. 人事考課

(1) 実施方針

激変する施設経営環境に対応できる人材の育成に努め、その能力や成果、適正に沿った処遇を行う。

(2) 実施計画

- ① 自己評価書の作成をはじめとする一連の作業を定着させ、業務に反映する。
- ② 考課者研修を強化し、公正な運用を継続する。

VI 施設設備の整備

(1) 実施方針

施設整備に必要なものは緊急の度合いが大きいものから可能な範囲で順次整備を行う。

(2) 実施計画

- ① 基本設備（電気設備、給排水設備、給湯設備、昇降機等）の保守管理
- ② 防災設備（スプリンクラー設備、非常通報設備、自家発電設備、周辺避難通路等）の保守点検整備
- ③ 車両、訓練用器具、医療器具、厨房機器等の点検整備
- ④ 来客用トイレの整備、居室等照明器具のLED化、屋上階の防水工事
- ⑤ その他、必要な設備、備品の整備。

VII 防災安全対策の推進

(1) 実施方針

福祉施設における防災安全対策は、施設の運営管理上、最も重要な事項であり、従来から防災訓練については、力をいれているところである。現在確立されている避難方法の習熟に努めながら、あわせて更なる有効な方法を模索する。

(2) 実施計画

- ① 毎月1回夜間体制による避難救助訓練を実施する
- ② 11月下旬佐賀消防署の指導により、地域住民及び地元消防団員に参加を求めて、夜間総合防災訓練を実施する。
- ③ 年2回消火器使用による消火実地訓練の実施
- ④ 発電機の定期点検（毎月1回）

VIII 苦情解決

(1) 実施方針

苦情への適切な対応により、福祉サービスに対する利用者の満足感を高め、利用者個人の権利を擁護するとともに、苦情を密室化せず、社会性や客観性を確保し一定のルールに沿った方法で解決を進め、円満解決の促進及びサービスの適正性の確保を図る。

(2) 実施計画

- ① 利用者への周知の徹底
- ② 苦情の受付及びその報告・確認
- ③ 苦情解決へ向けての話し合い

④ 苦情解決の記録・報告

⑤ 苦情解決体制

・ 苦情受付担当者	障害者サポートセンター課長	領 家 和 哉
	看護課長	下 川 典 枝
	生活介護主任	古 賀 博 史
	支援施設課主任	大 徳 飛 鳥
	小城生活介護センター副主任	永 戸 さおり
・ 苦情解決責任者	施設長	宮 崎 一 哉
・ 第三者委員	ケアポート晴寿職員・長興会評議員	藤 佐 裕 史
	元主任児童委員・長興会評議員	藤 原 須美子

IX 虐待防止

(1) 実施方針

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、常に利用者の人格を尊重する観点に立ち利用者への虐待防止に必要な措置を講じる。

(2) 実施計画

- ① 虐待防止に関する職員研修の実施
- ② 虐待情報・相談の受付及びその報告・確認
- ③ 虐待防止・虐待対応時マニュアルの周知
- ④ 虐待の記録・報告
- ⑤ 虐待防止体制

○虐待相談窓口（担当者）	事務長	有 馬 洋
	障害者支援施設課長	嘉 村 英 哲
	障害者サポートセンター課長	領 家 和 哉
	小城生活介護センターサービス提供管理者	山 方 祐
	看護課長	下 川 典 枝
○受付時間	毎週月曜日～金曜日	9：00～18：00
○虐待防止責任者	施設長	宮 崎 一 哉

X ハラスメント防止

(1) 実施方針

社会福祉法人長興会ハラスメント防止規程に基づき、職員への啓発活動等により、職場におけるハラスメント（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントを含む、あらゆる嫌がらせなどをいう。）の防止及び排除に努めるものとする。

(2) 実施計画

- ① ハラスメントに関する相談・苦情に対応するための窓口を設置する。
- ② ハラスメントに関する相談を受け付ける。
- ③ ハラスメントに関する事実確認を行う。
- ④ ハラスメントの事実が認められる場合は、迅速な問題の処理に務め、適切な再発防止策を講じる。

○相談窓口	事務長	有馬 洋 / 事務次長	百武 義之
○相談責任者	施設長	宮崎一哉	